

●香川県告示第243号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成30年9月7日から同月21日まで屋島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成30年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市屋島東町741番地 宮宇地 季忠

高松市屋島東町1436番地 木村 博

高松市屋島東町903番地2 鍋坂 竹男

2 加入区の名称

屋島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

屋島漁業協同組合